

みどり町会会則

（ 名 称 等 ）

第1条 この会は、みどり町会（以下「本会」という。）と称し、事務所を会長宅に置く。ただし通帳は会計が代表者であり、所在地を会計宅に置く。

（ 組 織 ）

第2条 本会は南八下小学校区（以下「校区」という。）自治連合会内の12番目の町会としてみどり町会の区域内の居住者をもって構成する。

本会は以下の7つの班にて形成される。

第1班・・・南八下中学校西側住宅

第2班・・・南八下中学校北西住宅（つるぎ荘やしも地域サポートセンター西側住宅を除く）

第3班・・・南八下中学校北側及び南八下中学校東側住宅

第4班・・・南八下中学校南東側及び南側（地域会館周囲）住宅

第5班・・・つるぎ荘やしも地域サポートセンター北側住宅及び
つるぎ荘やしも地域サポートセンター南側住宅及び
つるぎ荘やしも地域サポートセンター北西側住宅

第6班・・・つるぎ荘やしも地域サポートセンター西側住宅

また、本会の活動に賛同頂ける法人を「法人会員」として、集合住宅管理組合／運営会社を「集合住宅会員」として、町会の構成員とする。

なお、「法人会員」「集合住宅会員」についての町会員としての享受資格については、通常の町会員とは異なり、添付資料（2024年度総会採決事項について）に準ずるものとする。

（ 目 的 ）

第3条 本会は各班内及び各班相互の親睦と地域住民の福祉を増進し、住みよい町づくりを推進することにより、地域の発展並びに南八下校区自治連合との協働による校区の推進に寄与することを目的とする。

（ 役 員 等 ）

第4条 本会には、次の役員を置く。

- ◆ 会 長・・・1名
- ◆ 副会長・・・1名
- ◆ 書記・・・1名

- ◆ 会計・・・1名
 - ◆ 会計監査・・・1名（前年度の会計役員とする。）
 - ◆ スポーツ推進委員・・・2名（1名は任期残1年、もう1名は任期残2年とする。）
 - ◆ 防犯委員・・・2名（1名は任期残1年、もう1名は任期残2年とする。）
 - ◆ 防災委員・・・2名（1名は任期残1年、もう1名は任期残2年とする。）
 - ◆ 交通指導員・・・1名（任期2年）
 - ◆ 青少年指導委員・・・2名（1名は任期残1年、もう1名は任期残2年とする。）
 - ◆ ソフトボール指導員・・・1名（任期1年）
 - ◆ 子供会・・・毎年会長、副会長、書記、会計、補欠を選出し、子供会規約に従い運営にあたる。
他の子供会会員は運営に協力する。
 - ◆ 班長・・・4班を除く各班は1名ずつ、4班はルミナージュ側で1名、それ以外
でもう1名選出する。（計7名）
- ＊スポーツ推進委員・防犯委員・防災委員・青少年指導委員については2年の任期とし、2名で活動する。（毎年度の引継ぎを軽減することが目的である。）
- ＊会長及び副会長は次年度、補佐として相談役に務める。
- ＊上記に定める者の他、役員会の承認を得て、第3条の目的を達成するため必要と認める役員などを置くことが出来る。

（ 役員の職務 ）

第5条

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときや会長からの要望があるときはその職務を代行とする。
3. 書記は、会議の議事録の作成や町会関係書類を作成する。
4. 会計委員は、本会の会計事務を処理し、その関係資料などを管理する。
5. 会計監査委員は、会計処理に関し、随時または会計年度終了後に監査を行い、その結果を町会総会にて報告する。
6. スポーツ推進委員は連合運動会の準備や競技参加者を集い、運動会にて町会員の世話などをする。
7. 防犯委員は連合自治会の指導の下、夏祭り・年末夜警などの活動、防犯知識の普及啓発をする。
8. 防災委員は連合自治会の指導の下、防災知識の普及と防災訓練の実施などの災害に対する準備活動をする。
9. 交通指導員は、交通安全週間・運動会などの地域活動の際、子供の通学路や活動場所周辺の交通整理を行う。
10. 青少年指導委員は、連合自治会の指導の下、青少年育成のための活動をする。
11. ソフトボール指導員は南八下小学校のグラウンドにて、毎週土日祝のいずれかの日の午前中に、子供たちと一緒にソフトボールをしたり、監督の手伝いを行う。

1 2.子供会は、小学生のいる家庭のみでの活動となるため、子供会役員及び子供会会員にて組織し活動する。

1 3.班長は、町会費の徴収、回覧・連絡状等の広報業務及び班内での業務を行う。

（役員選出・任期）

第6条 役員の選出に際しては、推薦者がある場合は被推薦者を優先して選出し、推薦者がいない場合は、

班毎に定められた役員候補の定数に応じた、役員候補を班内で当年総会までに選出する。

役は当年総会、若しくは別途会議にて決定する。

役員候補は当年の班会員数により変動する場合がある。

健康上の理由、家庭的事情等がある場合は、班内の同意があれば役員を免除できる。

参考

2020年度役員候補数

1班：1名

2班：1名

3班：2名

4班：（ルミ含む）2名

5班：1名

6班：2名

（役員会）

第7条 本会の業務の執行は、役員によって行う。役員会は必要に応じ会長が招集し、その議長となる。役員における議案は、出席者の過半数の同意を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（総会）

第8条 本会の業務の決定は、総会によって行う。

総会は会長が招集し、その議長となる。

総会は年1回以上開催し、町会業務事項を議決する。総会における議案は、

出席者の過半数の同意を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

総会の議決事項は回覧板等によって会員に通知するものとする。

（経費等）

第9条 本会の経費は、会費・寄付及びその他の収入をもってあてる。

（町会費）

第10条 会費は月額300円を原則4月に12ヶ月分納付するものとする。

但し必要に応じて支払方法は相談できるものとする。

引越しされてきた際、月の途中であれば次月より町会費が発生するものとする。やむを得ない理由（引っ越し、転勤など）での退会時の返金はないものとする。

なお、「法人会員」に対する会費は1施設あたり月額3,600円を、

「集合住宅会員」は集合住宅1棟に対し月額1,000円を、

原則4月に12ヶ月分納付するものとする。

（ 会計年度 ）

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 町会員に不幸があった時、その班の班長は家族の意向を確認し、回覧を回すのか、通夜または告別式に出席するのかを判断し、速やかに町会長に連絡する。出席するとなった場合、町会代表（町会役員）が出席する。町会長は連合に報告する。

町会からの香典等はするものとする。（交通費・その他必要経費を含む）
香典費は、故人一人につき5千円とする。

第13条 防犯灯（外灯）の球切れ時は、班長が町会長に報告し町会長は速やかに対処する。

第14条 2019年度より、みどり子供会に助成金として年間子ども一人当たり500円の支出を
すると共に子供会のイベントに対し都度1万円を補助金として支出する。
尚、金額については町会の会計事情により変更もありえる。

（ 書類の保存 ）

第15条 会計を除く各役員の書類の保存期間を3年とする。

書類の保存期は翌年の4月1日よりこれを起算する。

保存期間を経過した書類は旧役員が責任をもって破棄処分する。

（ みどり子供会 ）

第16条 『小学校に入学される新1年生の児童』と『既に子供会に加入している児童』を対象に、
その児童が『3年生となった年度までは自動加入』とし、『4年生となった年度からは任意加入』とする。（平成28年度より施行開始）

＊みどり子供会規約の詳細については『みどり町会子ども会規約』を参照。

（ 退会 ）

第17条 町会を退会する意思のある町会員については、各班長に対し退会の意思を示した上で、
退会届を作成する事。

退会届の受理については、当年度内に開催されてる総会での報告により決定される事とする。

故に、退会届の提出については、当年度内総会開催の1ヶ月前までとする。
年度内の退会は認めず、町会費の返金もなしとする。※第10条参照
退会年度の年額町会費は全額徴収することとする。

附 則

町会の仕事を各役員にて分担する為、町会長が他の役員に担当外の仕事を依頼した時は、出来る限り協力をする事。

(例) 掲示板への掲示物の貼り付け、防犯灯の球交換など。

平成21年	4月1日	施行
平成27年	4月1日	改定
平成28年	4月1日	改定
平成29年	4月1日	改定
平成30年	4月1日	改訂
2019年	4月1日	改訂
2025年	4月1日	改訂

この会則は2019年4月1日から施行する。

以 上

この規約の記載内容について事実と相違がないことを証明します。

みどり町会会長	氏名	印
	住所(〒)	